

## 令和7年度 高岡市美術館

### 博物館実習実施要項

- 1 実施期間 令和7年8月の連続する5日間〔予定〕  
※日程は受講決定者に別途連絡する。  
※休館日は実習を行わない。  
※イベント等の都合により、土日も実習を行う場合がある。
- 2 時 間 原則として9:00~16:00（昼休憩12:00~13:00）  
※内容によって開始・終了時間が変更になることがある。
- 3 募集人数 若干名
- 4 内 容 展覧会準備・教育普及事業・資料整理・情報提供作業などの補助
- 5 受講資格  
次の各号のすべてに該当する者
  - i) 博物館法施行規則第一条に定める履修すべき博物館に関する科目（博物館実習を除く）のすべての単位を実習実施年度末までに取得または取得見込である者
  - ii) 美術、工芸についての基礎知識があり、大学等においてこれらに関連する科目を履修している者（生涯学習・文化政策を含む）
  - iii) 美術館学芸員に就くことを希望する者
  - iv) 大学卒業者（令和7年度卒業見込みの者までを含む）、または同等の資格を有する者
  - v) 高岡市在住または出身者（高岡市内にある大学に通学する者も可）
- 6 受入手順
  - (1) 実習希望者本人が美術館に別紙「必要書類の提出について」をもとに美術館が所定する書類（エントリーシートとレポート）を令和7年3月末までに、美術館に郵送または持参する。
  - (2) 希望者多数の場合は書類選考を行うなど、館内で受入れの可否を協議し、結果（美術館の内諾）を令和7年4月末をめどに個別に連絡する。
  - (3) 大学からの依頼文書の受理をもって正式な受付とする。大学の博物館実習担当部局が文書で館長あてに申し込むものとする。受付締め切りは5月末日（必着）とする。
- 6 その他
  - (1) 実習受講は無料とし、実習生および所属大学からの謝礼は受領しない。
  - (2) 実習中の事故等について、当館は一切の責任を負わないものとする。（大学の責任において実習期間中は対物・対人保険に加入のこと）
  - (3) 実習の日時・期間や内容等は、美術館運営の都合により実習期間内においても変更する場合がある。

※提出先／問い合わせ先

高岡市美術館 学芸課 博物館実習係  
〒933-0056 富山県高岡市中川 1-1-30  
電話 0766-20-1177  
FAX 0766-20-1178